

よくある質問

1
昨年まで日本語教室があったのですが、今はありません。申請はできますか？

現時点で日本語教室がない地域は、本事業の対象となります。また、教室はあっても非常に遠くて通うことが困難な場合など状況によっては空白地と見なす地域もありますので、文化庁国語課に御相談ください。

2
自治体内の関連部局の根回しに時間がかかっています。申請時には関係部局等への根回しは終えておかなければなりませんか？

関連部局との根回しは、申請時までには終える必要はございません。アドバイザーの力を借りながら根回しや連携を進めていかれることを御提案いたします。

3
自治体で事業を行うためには、補正予算を議会に通さなければ実施できないのではないですか？

本事業は、文化庁が直接、アドバイザーを派遣したり、教室設置の準備を行っていただくコーディネーターに謝金や旅費をお支払いいたしますので、自治体で補正予算を議会に通していただく必要はありません。

4
応募に際しては、首長の公印が必要になりますか？

首長の公印は特には求めていません。担当する部局課等の長の印で構いません。

5
日本語指導者がいなくても大丈夫ですか？

日本語教室がない地域では日本語指導者の育成から始めるのが一般的です。地域住民の理解を得ながら、その地域や学習者のニーズに合った教室作りと指導者の育成をアドバイザーと一緒に進めて行かれることを御提案いたします。

6
コーディネーターとなる人材がいなくても大丈夫ですか？

コーディネーターには日本語教室の設置準備を中心となって進めていただきますが、現時点で日本語教育に関する知識やノウハウをお持ちでなくても構いません。3年間でアドバイザーの助言を受けながら必要なノウハウを身に付けていただきます。

日本語教室の必要性は感じているものの、外国人にどのような日本語教育のニーズがあるか分からないのですが、申請できますか？

空白地域では当然のことと思います。本事業に採択されてから、派遣されるアドバイザーに相談しながら、外国人住民にどのような日本語教育のニーズがあるか調査していただくことを御提案いたします。

3年間で日本語教室の立ち上げができなかった場合には、係った経費を返還しなくてはなりませんか？

3年間で日本語教室の立ち上げを目標としていただきますが、残念ながら諸事情により日本語教室の立ち上げに至らない場合もあると思います。そのような場合でも事業費の返還は生じません。

4年目以降は完全に自立しなければならないのでしょうか？

4年先なので確約はできませんが、例えば「生活者としての外国人」のための日本語教育事業等の助成事業に申請いただくことは、可能と考えております。

【参考】

生活者としての外国人のための日本語教育事業
地域日本語教育実践プログラム
http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/seikatsusha/

その他の質問は、文化庁国語課までお気軽にお尋ねください。

【連絡先】

文化庁国語課日本語教育専門職
TEL 03-5253-4111(内線 2644)
E-mail nihongo@bunka.go.jp